

### 別紙 3

飼料供給体制構築支援の内容、補助対象、事業細目、具体的な手続き等について

本要領第 6 条（2）の内容、補助対象、事業の細目、具体的な手続等は以下のとおりとする。

#### 第 1 事業の内容

本要領第 4 条の事業実施主体が行う未利用資源の新たな活用促進を図るための次の取組に要する経費に対し支援する。

- ・未利用資源を活用した安定的な飼料供給体制を構築するための会議開催、技術習得のための先進地視察・研修会開催
- ・需要者ニーズに即した高品質な飼料の生産・供給のための土壌分析や飼料分析の実施
- ・未利用、低利用の土地における単位収量向上のための額縁明渠等の簡易なほ場の条件整備
- ・その他本事業の推進に必要となる取組

#### 第 2 事業の要件

##### 1 事業実施主体の要件

以下のいずれかの要件を満たす者であること

- ・耕種農家と畜産農家を必須の構成員とする協議会等
- ・食品製造事業者等未利用資源を活用した飼料の供給者と需要者を必須の構成員とする協議会等

##### 2 取組主体の要件

以下の要件をすべて満たす者であること

- ・事業実施主体となる協議会等又はその構成員であること
- ・未利用資源を活用し、飼料の安定供給に向けた取組を行うこと
- ・事業計画（様式 3 - 1）を策定し、安定的な飼料生産、供給（自家利用含む）に努めること
- ・事業参加に係る確認及び個人情報取扱いに関する同意書（別添）を提出すること

##### 3 事業の要件

（1） 事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、未利用資源の飼料化に向けた民間企業、試験研究機関及び行政等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。

（2） 未利用資源を利用した飼料の成分分析等は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼安法」という）に基づく登録検定機関、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく登録検査機関又は ISO/IEC・17025 の第三者認証を受けた機関で実施すること。

（3） 未利用資源を利用した飼料の製造・給与に際しては、飼安法及びこれ

らに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること。特に、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。）別表第 1 の 5 及び 6 並びに食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和 2 年 8 月 31 日付け 2 消安第 2496 号農林水産省消費・安全局長通知）について、遵守状況を自ら点検し、確実に実施すること。

#### 4 補助対象

- (1) 県内の家畜への安定的な飼料供給体制構築のために取り組む別表 1 に示す取組を支援し、対象となる経費は別表 2 のとおりとする。
- (2) 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- (3) 自己資金又は他の助成により既に実施（発注含む）し、又は既に終了している取組、また、他の国及び県の助成金を活用する取組は、本事業の補助の対象外とする。
- (4) 補助対象事業費は、実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとする。

#### 5 補助率

補助率は、1/2 以内（上限 70 万円）とする。

### 第 3 事業実施の手続き

#### 1 要望調査

事業実施主体は、事業計画（様式 3-1）を作成し、管轄農林（水産）事務所（構成員が管轄区域をまたいで広域に存在する事業実施主体にあつては県庁畜産振興課）に提出する。

なお、提出期限は、別に定める。

#### 2 計画承認及び交付申請

事業実施主体は、県から内示があつた取組について、要綱第 4 条に規定する交付申請書（要綱別記第 1 号様式）を提出する。

#### 3 実績報告

事業実施主体は、計画に基づき事業が完了したことを確認し、要綱第 7 条に規定する実績報告書（要綱別記第 3 号様式）を提出する。

別表1 (第2の4の(1)関係)

対象となる取組

目的	内容
体制構築、連携強化	会議開催、先進地視察、研修会開催等に係る経費
調査、分析	土壌成分分析、飼料成分分析に係る経費
単収向上	単収向上のために行う額縁明渠などの簡易なほ場整備に係る経費
その他	本事業の推進に必要となる取組に係る経費

別表2 (第2の4の(1)関係)

対象となる経費

項目	内容	留意事項
会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代又は運送代にかかる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
借上料	事業を実施するために直接必要な実験機器、作業機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献等にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料にかかる経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の物品にかかる経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3万円未満のものに限る。）</li> <li>・CD-ROM等の記録媒体（3万円未満のものに限る。）</li> <li>・試験等に用いる器具等（3万円未満のものに限る）</li> </ul>	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
データ収集・	事業を実施するために直接必要な	

処理・分析費	データの収集・処理・分析に必要な経費	
委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
講師旅費	事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金	事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・ 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
試験・分析費	事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費	
ほ場整備費	単位収量向上のために直接必要なほ場整備等を行う経費	
手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	